

2 茨城県結城看護専門学校学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、保健師助産師看護師法、学校教育法ならびに公益財団法人茨城県看護教育財団組織規則に基づき、茨城県結城看護専門学校（以下「本校」という。）の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本校は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）の看護師として必要な専門的知識及び技術を修得させるとともに、豊かな人間性を養い、専門職業人としての自覚と責任をもった社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、茨城県結城看護専門学校と称する。

(位置)

第4条 本校は、茨城県結城市大字結城1211番地7に置く。

(学校評価)

第5条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、定員及び修業年限)

第6条 本校の課程、学科、生徒定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	学 科	生 徒 定 員		修業年限
		入学定員	総定員	
看護専門課程	看護学科（3年課程）	40人	120人	3年

(在学年限)

第7条 生徒は、6年を超えて在学することはできない。ただし、第28条第2項の規定に基づく休学期間は、この在学期間に算入しない。

2 第22条第1項の規定により転入学した者の転入学時に認定された既修学年数は、本校の在学期間として算入する。

(学年、学期及び授業時間)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 始業時間及び終業時間は、別に定める。ただし、実習その他の理由により学校長が必要と認めた場合は、変更することができる。

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 季節休業日として学校長が指定する日（1年を通じて、10週間以内）
- (4) 前3号に定めるもののほか、学校長が特に休業を必要と認める日

2 学校長は、必要と認めるときは、前項の休業日においても授業等を行うことができる。

第2章 教育課程、成績の評価及び単位の認定

(教育課程)

第10条 教育内容、授業科目、単位数及び授業時数は、次条の単位の算定方法を基準として、別表のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めるときは、同表に定める以外の授業科目を加えることができる。

(単位の算定方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で学校長が定める時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で学校長が定める時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第12条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。

2 単位の認定方法、履修方法等については、別に定める。

(成績の評価)

第13条 学校長は、学科試験及び実習評価により学修の評価を行う。

2 前項の学修の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 前項による授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの評語をもって評定し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

4 学校長は、傷病その他やむを得ないと認める理由により試験・実習を欠席した者に対し、追試験・追実習を行うことができる。

5 学校長は、学科試験若しくは実習評価が合格点に達しなかった者、又は前項の規定により追試験若しくは追実習で合格点に達しなかった者に対し、再試験・再実習を行うことができる。

6 追試験・追実習、再試験・再実習については、別に定める。

(既修得単位の認定)

第14条 学校長は、生徒が大学、高等専門学校又は次の表に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文・厚令第1号）別表第三に規定する教育内容と同一内容の科目を履修し単位を取得した科目については、本人からの申請に基づき個々の既修の内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲内で本校における該

当科目の履修を免除し、取得単位として認定することができる。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合に本校の該当科目の履修を免除し、取得単位として認定する。

歯科衛生士	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士
視能訓練士	臨床工学技士	義肢装具士	救急救命士	言語聴覚士

- 2 学校長は、前項による修得単位を、当該生徒からの申請（様式第 1 号）に基づき、別に定めるところにより評価し、本校の授業科目に相当するものと認められる場合は、本校において単位を修得したものとみなし、既修得単位認定の可否（様式第 2 号）を交付するものとする。

第 3 章 職員組織

（職員）

第 15 条 学校に、次に掲げる職員を置く。

職 員	員 数
学 校 長	1 人
教 頭	1 人
教 務 主 任	1 人
実 習 調 整 者	1 人
専 任 教 員	6 人以上
実 習 指 導 教 員	若 干 人
講 師	30 人以上
保 健 管 理 医	1 人
カ ウ ン セ ラ ー	1 人
事 務 長	1 人
事 務 職 員	1 人
教 務 事 務 職 員	1 人
司 書	1 人

- 2 前項に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

（職務）

第 16 条 学校長は、校務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 教頭は、学校長を補佐する。
- 3 教務主任は、専任教員を指導し、生徒の教育指導に従事する。
- 4 実習調整者は、実習計画の作成、実習施設との調整、実習評価の管理等に従事する。
- 5 専任教員は、生徒の教育指導に従事する。

- 6 実習指導教員は、生徒の実習指導に従事する。
- 7 講師は、特定の科目について生徒の教育指導に従事する。
- 8 事務長は、学校長を補佐するとともに事務職員を指導し、事務に従事する。
- 9 事務職員は、事務に従事する。
- 10 保健管理医は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、本校における保健管理に関する事項に従事する。
- 11 前条第 2 項の職員は、学校長の命を受けて校務に従事する。

第 4 章 会議等

(会議)

第 17 条 円滑な教育運営を図るため、本校に次の会議を置く。

- (1) 運営会議
 - (2) 教職員会議
 - (3) 教員会議
 - (4) 実習指導者会議
- 2 前項の各会議に関する必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学、休学、退学、復学及び除籍

(生徒の募集)

第 18 条 生徒を募集するときは、必要な事項をその都度公表する。

(入学時期)

第 19 条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 20 条 本校に入学することができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項に該当するものとする。

(入学の願出)

第 21 条 本校に入学しようとする者は、入学願書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

- (1) 前条に規定する入学資格を証明する書類
- (2) 前号の入学資格を証明する学校等の調査書
- (3) その他学校長が必要と認める書類

(転入学)

第 22 条 学校長は、本校に転入学を志望する者のうち、他の看護師学校又は看護師養成所（3 年課程に限る）で 1 年以上履修し単位を取得した者に対し、欠員のある場合に限り、選考のうえ転入学を許可することができる。ただし、転入学の時期は、学年の始めとする。

2 転入学しようとする者は、転入学願書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

- (1) 転入学前の看護師学校又は看護師養成所の履修科目の単位数及び成績を証明する書類
 - (2) 第 21 条に掲げる書類
- 3 第 1 項の選考の方法は、人物考査その他学校長が必要と認める方法により行う。

- 4 第1項の規定により転入学を許可するにあたって学校長は、既に修得した授業科目、単位数の取り扱い、在学すべき年数及び許可の可否について、第17条第1項第2号に掲げる会議の議を経て決定する。

(入学試験手数料)

第23条 本校の入学試験を受けようとする者は、別に定める入学試験手数料を納付しなければならない。

- 2 既に納付された入学試験手数料は、返還しない。

(入学試験)

第24条 入学試験は、学科試験、人物考査その他学校長が必要と認める方法により行う。

(入学許可)

第25条 本校に入学しようとする者は、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 学校長は、第20条に規定する入学資格を有する者で、本校の行う入学試験に合格し、所定の期日までに別に定める入学金を納付した者に対し、前項の許可を与えるものとする。

(誓約書)

第26条 入学を許可された者は、許可された日から7日以内に、保証人と連署した誓約書(様式第5号)を学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、その責務を履行することができる者でなければならない。
- 3 第1項の保証人に異動があったときは、遅滞なくその旨を学校長に届けなければならない。
- 4 学校長は、第1項に規定する誓約書を指定の期日までに提出しない者に対して、入学の許可を取り消すことができる。

(欠席及び出席停止)

第27条 生徒が欠席しようとするときは、学校長に欠席届を提出しなければならない。

- 2 傷病のため引き続き7日以上欠席を要する場合は、医師の診断書を添えるものとする。
- 3 学校長は、感染症、またはその疑いがあるとき、その他必要があると認めたときは、生徒に出席停止を命ずることができる。

(休学)

第28条 生徒が休学しようとするときは、保証人と連署した休学願(様式第6号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。その理由が傷病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、原則として1月以上、通算1年以内とする。ただし、学校長が傷病若しくはその他特別な理由があると認めたときは、さらに1年以内の期間に限り許可することができる。
- 3 学校長は、3か月以上にわたり欠席している者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学の許可を受けた者又は休学を命ぜられた者が、復学しようとする時は、学校長に申請し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第29条 生徒が退学しようとするときは、保証人と連署した退学願(様式第7号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学校長は、次のいずれかに該当する生徒を退学させることができる。

- (1) 第 28 条第 2 項に規定する期間を越えたとき
- (2) 授業料を正当な理由なくして所定の期間内に納入しない者で、次回の納入時期までの間に 3 回までの督促を受け、なおかつ怠る者とし、督促は 2 か月ごとに文書をもってするものとする。

(復学)

第 30 条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保証人と連署した復学願(様式第 8 号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、休学の理由が傷病であったときは、医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第 31 条 生徒が転学しようとするときは、保証人と連署した転学願(様式第 9 号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第 32 条 学校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (3) 疾病その他やむを得ない事由により卒業の見込みがないと認められる者
- (4) 第 6 条に規定する在学年限を超えた者

第 6 章 卒業

(卒業)

第 33 条 学校長は、第 6 条に規定する修業年限以上在学し、出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席を認め、かつ、第 10 条第 1 項に規定する授業科目を履修して規定の単位を取得した者について、第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる教職員会議の議を経て卒業を認定する。

(卒業証書及び資格)

第 34 条 学校長は、卒業の認定をした者に対し、卒業証書及び専門士(看護専門課程)の称号を授与(様式第 10 号)する。

2 生徒が卒業により取得できる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師国家試験の受験資格
- (2) 保健師助産師学校等の受験資格
- (3) 大学等への編入学資格

第 7 章 賞罰

(ほう賞)

第 35 条 学校長は、成績優秀な生徒にほう賞を与えることができる。

(懲戒)

第 36 条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、訓戒、停学、退学を命ずることができる。ただし、退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 学力劣等で卒業の見込みがない者
- (2) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する行為をした者

第8章 生徒納付金

(授業料等の納付)

- 第 37 条 本校に在学する者は、別に定める授業料、実習費及び施設費（以下「授業料等」という。）を納付しなければならない。
- 2 学年の中途において休学若しくは退学した者、又は復学した者の授業料及び実習費は、前項の規定にかかわらず、月割計算により、当該休学若しくは退学した月分までの額、又は復学した月分からの額とする。
 - 3 前項に規定する者に係る施設費については、第 1 項の規定にかかわらず、期割計算により、当該休学若しくは退学した期分までの額、又は復学した期分からの額とする。
 - 4 授業料等の納付期限は、前期分については 4 月末日、後期分については 10 月末日とする。
 - 5 学年の中途において復学した者に係る授業料等の納付期限は、前項の規定にかかわらず、当該復学した月の翌月の末日とする。ただし、学年の最後の月に復学したときは、当該復学した月の末日とする。

(授業料等の減免等)

- 第 38 条 学校長は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料等の納付が困難と認められる者について、次項に定めるところにより授業料等の全部若しくは一部を免除（以下「減免」という。）し、又はその徴収を猶予（以下「徴収猶予」という。）することができる。
- 2 授業料等の減免又は徴収猶予を受けることができる者は、次の各号の一に該当すると認められる者とする。
 - (1) 生徒の学費を主として負担する者（以下「学費負担者」という。）が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助を受けるに至った場合
 - (2) 学費負担者が天災、火災その他の災害により著しく損害を受けた場合
 - (3) その他学費負担者について特に授業料等の減免又は徴収猶予の必要があると認められる事由が生じた場合

(減免等の手続き)

- 第 39 条 授業料等の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、保証人と連署した授業料等減免（徴収猶予）申請書（様式第 11 号。以下「減免等申請書」という。）を当該申請に係る授業料等の納付期限までに、学校長に提出しなければならない。

(減免等の決定通知)

- 第 40 条 学校長は、前条の規定による減免等申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、申請内容が適当と認められるときは、授業料等の減免の額又は徴収猶予の期間を決定し、本人に通知（様式第 12 号）するものとする。

(減免等の理由消滅の届出)

- 第 41 条 授業料等の減免又は徴収猶予を受けた者は、当該減免又は徴収猶予に係る理由が消滅したときは、直ちに保証人と連署した授業料等減免（徴収猶予）理由消滅届（様式第 13 号）を学校長に提出しなければならない。

(減免等の決定の取消し)

- 第 42 条 学校長は、授業料等の減免又は徴収猶予に係る理由が消滅したと認めるときは、第 40 条の規定による減免等の決定を取消し、当該理由が消滅した日の属する月分以降の当該減免に係る授業料等を徴収し、又は当該徴収猶予に係る授業料等を徴収するもの

とする。

(生徒納付金の不返還)

第 43 条 第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により返還される授業料等を除き、既に納付された生徒納付金（入学金及び授業料等をいう。）は、返還しない。ただし、授業料等については、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 9 章 健康管理

(健康診断)

第 44 条 学校長は、生徒の健康を保持するため健康診断を行うものとする。

- 2 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。
- 3 生徒の健康管理については、別に定める。

第 10 章 雑則

(管理)

第 45 条 学校の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。

(委任)

第 46 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

- 2 学校長は、前項の定めをした場合は、速やかに茨城県知事に報告するものとする。

付 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 8 年 3 月 26 日から施行し、この学則による改正後の茨城県結城看護専門学校の規定は、平成 8 年 3 月 6 日から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日以前に入学した学生に関する改正後の第 7 条及び第 8 条の規定は、この改正にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日以前に入学した生徒に関する改正後の第 9 条及び第 12 条第 3 項の規定は、この改正にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

この学則は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した生徒に関する改正後の第 9 条及び第 12 条第 3 項の規定は、この改正にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日以前に入学した生徒に関する改正後の第 10 条及び第 13 条第 3 項の規定は、この改正にかかわらず、なお従前の例によることができる。